

## 加西市空き家等の適正管理に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、空き家等の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、良好な生活環境の保全と安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 建物その他の工作物で、常時無人の状態にあるもの及びその敷地をいう。
- (2) 管理不全な状態 倒壊や建築材等の飛散のおそれのある危険な状態、不特定者の侵入による火災及び犯罪を誘発するおそれのある状態又は敷地内の草木が著しく繁茂し、除枝若しくは除草が必要な状態をいう。
- (3) 所有者等 空き家等を所有し、管理し、又は占有するものをいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。

### (所有者等の責務)

第3条 空き家等の所有者等は、当該空き家等を管理不全な状態にならないように維持管理し、資材等の整理整頓並びに建物その他の工作物、草木及び敷地の適正な管理を行わなければならない。

### (市の責務)

第4条 市は、管理不全な状態となった空き家等に起因する住環境の悪化を防止するために、必要な施策を実施しなければならない。

### (市民等の責務)

第5条 市民等は、地域の良好な住環境の維持又は保全に努めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

### (空き家等の情報提供)

第6条 市民等は、空き家等が不適正な管理により管理不全な状態となり、周辺環境に悪影響を及ぼしていると認めた場合は、所在地の自治会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2に規定する地縁による団体その他これに類する団体をいう。以下「自治会」という。）を通じて、市長に対し、その旨の情報を提供するものとする。

(実態調査)

第7条 市長は、前条の規定による情報提供があったとき、又は第3条に規定する管理が行われていない空き家等があると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、所有者等及び関係者から必要な報告を求め、又は指定した職員に、必要と認める場所への立入調査若しくは所有者等及び関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、所有者等又は関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による調査のため必要があるときは、加西市個人情報保護条例(平成17年加西市条例第2号)第12条第2項第2号の規定により個人情報を自ら利用し、又は他の自治体等に対し個人情報の提供を求めることができる。

(老朽危険空き家の認定)

第8条 市長は、前条の実態調査を行った結果、明らかに管理不全な状態と認められる場合は、当該空き家等を老朽危険空き家と認定し、実態調査の結果を、情報提供を行った自治会に対し通知するものとする。

2 市長は、前項において老朽危険空き家の認定まで至らなかった場合は、当該所有者等に対し、管理方法の改善等の措置を講じるよう指導するものとする。

(指導及び勧告)

第9条 市長は、前条第1項の規定により、老朽危険空き家と認定したときは、当該所有者等に対し、撤去を含む必要な措置について指導を行うことができる。

2 市長は、前項の指導を行ったにもかかわらず、なお当該空き家等が適正に管理されていないときは、所有者等に対し、履行期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第10条 市長は、空き家等の所有者等が前条第2項の規定による勧告に応じないときは、当該所有者等に対し、履行期限を定め、その勧告に係る措置を講ずるよう命ずることができる。

(公表)

第11条 市長は、前条の規定による命令を受けた所有者等が正当な理由なくその命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 命令に従わない者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

(2) 命令の対象である空き家等の所在地及び現況写真

(3) 命令の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定により公表するときは、当該公表に係る所有者等に弁明の機会を事前に与えなければならない。

(行政代執行)

第12条 市長は、第10条の規定による命令を受けた者が、なお、当該命令に従わず、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、議会の議決を経て、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより、自らその義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれを行わせ、その費用を命令の対象者から徴収することができる。

(緊急措置)

第13条 市長は、空き家等の危険な状態が切迫している場合であつて、その所有者等が直ちに危険な状態を解消するための措置を講ずることができない特別の事情があると認めるときは、当該危険な状態を回避するために必要な最低限度の措置（以下「緊急措置」という。）を講ずることができる。

2 市長は、前項に規定する緊急措置を実施する場合は、所有者等の同意を得て実施するものとする。

3 市長は、第1項の規定により緊急措置を講じたときは、それに要した費用を所有者等に請求するものとする。

(支援)

第14条 市長は、自治会が所有者等の同意を得て、第8条第1項において老朽危険空き家と認定された空き家等の撤去を行い、跡地の有効活用又は適正管理を図るときは、その自治会に対し支援することができる。

(協力要請)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察その他の関係機関に第7条から第11条に規定する実態調査、指導、勧告、命令及び公表の内容を提供し、当該空き家等の管理不全な状態を解消するために必要な協力を求めることができる。

(その他)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年10月 1 日から施行する。